

議案第67号

新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例（平成15年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼児」を「小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）」に改める。

第5条及び第6条中「幼児」を「小学校就学前子ども」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

保育料の月額は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもを除く。） 零
- (2) 子ども・子育て支援法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子ども 零
- (3) 前2号に掲げる者以外の小学校就学前子ども 1人につき4,000円

第7条中第4項を第5項とし、同条第3項中「幼児」を「小学校就学前子ども」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料（前項第3号に掲げる保育料に限る。以下この条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、新居浜市立別子保育園における小学校就学前子どもに係る保育料の改定を行うとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。